

模擬授業について

秋田県教育庁義務教育課

【中学校 美術】

○ 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）における次の内容についての模擬授業を提示する。

1 対象学年

- ・第1学年

2 内容等

(1) 題材名 「風景画～心ひかれる場所、ものとの出会い～」

(2) 内容のまとめ

- ・感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現
（「A表現」(1) ア（ア）、(2) ア（ア）（イ）、〔共通事項〕(1) アイ）
- ・作品や美術文化などの鑑賞
（「B鑑賞」(1) ア（ア）、〔共通事項〕(1) アイ）

(3) 題材の概要

- ・自分の心ひかれる場所やものから感じたよさなどを基に主題を生み出し、形や色彩、構図などに着目して自分のイメージを捉え、絵の具や用具の特性を生かして表す表現の授業を行うこと。
- ・8時間扱いの題材を設定し、その1時間目の授業を提示すること。

3 模擬授業演示部分

- ・授業開始からの10分以内（教材・教具の準備に要する時間を含む）

4 留意点

- ・模擬授業の演示で使用する教材・教具等がある場合は、受験者が準備すること。
- ・配付して示す資料がある場合は、A4判1枚（両面可）に収めること。ただし、教科書の原文が必要な場合はその限りではない。
- ・資料を配付する場合の部数は4部とする。配付する資料の右上に受験番号を書き込むこと。
- ・ICT機器の活用は可とするが、セッティングに時間がかかるものは避けること。なお、パソコンやタブレット端末、プロジェクタ等の貸し出しは行わない。また、施設のWi-Fi等の通信環境は使用不可とする。
- ・模擬授業を進める上で必要な資料がある場合は、当日、資料を配付することを認める。
- ・生徒役は面接官が担う。